

## 騒音および振動の規制基準の変更について

### ○概要

市街化区域への編入および用途地域指定に係る都市計画決定（令和 2 年 11 月 20 日告示）に伴い、環境省が示す原則等に従って騒音および振動の規制基準を変更します。

#### <長瀬地区>（長瀬テクノパーク）

平成 30 年 4 月に長瀬地区の地区計画区域（約 21.4ha）における騒音の規制基準を第 2 種区域から第 4 種区域へ、振動の規制基準を第 1 種区域から第 2 種区域へ変更しました。

今般の都市計画決定により、市街化区域への編入および用途地域が工業地域に指定された面積が約 22.1ha とされたことから、これに合わせて騒音および振動の規制基準の区域面積を変更します。

なお、従前の面積（約 21.4ha）と今般の面積（約 22.1ha）との差は、従前は敷地の境界線で区分していましたが、今般の都市計画決定にあたり既存の市街化区域と連たんさせる必要が生じたため、境界線を若干北側へ移動したことに伴うものです。

#### <高田地区>（高田テクノパーク）

市街化区域への編入および用途地域が工業専用地域に指定された区域の騒音および振動の規制基準を次のとおり変更します。

- ・騒音：第 2 種区域から第 4 種区域（東山 1、2 丁目の一部のみ第 1 種区域から第 4 種区域）へ
- ・振動：第 1 種区域から第 2 種区域へ

なお、環境基準に基づき騒音に係る環境上の条件を定めた「※環境基準」の類型の地域指定は、環境省の処理基準により対象外とします。

※環境基準：生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準

### ○参考（規制基準および環境基準に関して環境省が示す原則等）

- ・「騒音規制法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 46 年 9 月 20 日環境省公布）において、騒音の「規制基準」と都市計画法の「用途地域」との関係について、「第 4 種区域」は原則として「工業地域」とされています。
- ・騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月 5 日環境省公布）において、「工業専用地域」については地域の類型の当てはめを行わないとされています。

なお、本市の「振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」において、騒音の規制基準が「第 4 種区域」の場合、振動の規制基準は「第 2 種区域」と定めています。